

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(神奈川県担当部会)
平成30年5月31日答申分

○答申の概要

| | |
|-----------------|----|
| 年金記録の訂正を不要としたもの | 1件 |
| 国民年金関係 | 1件 |

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1700245号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(国)第1800003号

第1 結論

平成12年3月から平成13年3月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成12年3月から平成13年3月まで

請求期間前に勤務していたA社が倒産した平成12年2月頃、同社の社長から、「勤務していた会社が倒産した場合は、法令により国民年金保険料が免除される。会社で当該手続をしておくから退社後の保険料納付は不要である。」と言われたことを覚えており、会社が、私の国民年金保険料の免除申請を行ってくれたはずなのに、年金記録では、請求期間は保険料の未納期間として記録されている。

調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る国民年金保険料の免除申請について、平成12年2月頃に会社から、国民年金保険料の免除に係る手続は、会社が行っておくので、退社後の保険料納付は不要であると言われたのを覚えており、請求期間の保険料は免除されていたはずであると主張している。

しかしながら、i) 請求者は、請求期間に係る国民年金保険料の免除申請の手続に直接関与しておらず、請求者に免除申請の手続をしておくと言ったとする当該会社の事業主は既に亡くなっており陳述を得ることができないこと、ii) 国民年金保険料の免除申請を被保険者本人ではなく代理の者が行う場合には、被保険者本人からの委任状が必要である上、免除申請がなされた場合は、その承認又は却下について申請者に通知する取扱いとなっているが、請求者は、免除申請に係る委任状の作成及び通知書の受取りについての記憶が明確でないとしていることから、請求期間に係る国民年金保険料の免除申請の状況が不明である。

また、オンライン記録によると、請求者の請求期間に係る国民年金被保険者資格の取得年月日(平成12年3月21日)及び喪失年月日(平成13年4月1日)の入力処理は、平成13年11月20日に一括して行われていることが確認できることから、当該処理が行われた時点までは、請

求期間は国民年金の未加入期間として取り扱われており、請求者が主張する国民年金保険料の免除申請はできなかったものと考えられる。

さらに、請求期間は、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の期間であり、年金記録における事務処理の機械化が促進され、記録管理の強化が図られていた期間であることを踏まえ、請求期間に係る記録管理に過誤が生じる可能性は低い。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料はなく、請求者の保険料が免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。